

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 [第 32 回]

令和 7 年 8 月 4 日 (月) 午後 7 時 00 分

松川町役場 2 階 大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

- ・ 委員長
- ・ 町長
- ・ J R 東海
- ・ 長野県

3. 会議事項

(1) 前回の委員会からの報告等について (町より)

(2) 発生土運搬等について (J R 東海より [別冊資料])

- ・ 大鹿村内の工事の進捗
- ・ 発生土運搬車両の運行状況
- ・ その他

4. その他

5. 閉会

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 委員構成

(敬称略、順不同)

No	区分	氏名	所属役職等	備考
1	(1)	松下 英樹	古町区会	
2	(1)	中島 安治	上新井区会	
3	(1)	菅沼 文弘	名子区会	副委員長
4	(1)	堀木 富美夫	大島区会	
5	(1)	清水 祐一	上片桐区会	
6	(1)	高坂 龍夫	福与区会	
7	(1)	井澤 弘幸	部奈区会	
8	(1)	塩澤 澄夫	生東区会	
9	(2)	加賀田 亮	松川町議会 推薦	
10	(2)	塩沢 貴浩	松川町議会 推薦	
11	(2)	米山 俊孝	松川町議会 推薦	委員長
12	(3)	寺沢 秀文	不動産関係識見者	
13	(4)	松下 敏章	松川町農業委員会 会長	
14	(4)	木下 稔	JA みなみ信州松川支所 理事	
15	(4)	細田 勉	松川町商工会 会長	
16	(4)	片桐 瑞穂	松川町商工会 建設業部会長	
17	(4)	北沢 公彦	南信州まつかわ観光まちづくりセンター 理事長	
18	(4)	関 悟司	信州松川くだもの観光協会	
19	(4)	熊谷 誠	松川町交通安全協会 会長	
20	(4)	大石 春美	松川町交通安全協会 女性部長	
21	(4)	吉澤 裕	松川町交番 所長	
22	(4)	松浦 善文	松川町教育委員会	
23	(5)	宮下 勉	公募委員	
24	(5)	知久 克志	公募委員	
25	(5)	細川 容宏	公募委員	

(1) 区会の代表者等 (2) 町議会議員 (3) 識見を有する者 (4) 関係団体の代表者等
(5) 公募委員 (6) その他町長が必要と認めた者

[その他]

※要綱第5条第2項に基づき、長野県からアドバイザーとして関係部署職員等の出席を求める。

※同規定に基づき、JR東海等に対し説明者の出席を求めることを予定している。

(主催者側) 出席者名簿

※敬称略

○J R 東海

・名古屋建設部

担当部長 杉浦 禎信

・中央新幹線長野工事事務所

所 長 小池 一之

副 所 長 水上 英也

副 長 外山 明宏

係 長 坪井 龍一

主 任 小舘 貴

主 席 佐藤 雄哉

大鹿分室

分 室 長 藤原 繁

係 長 伊藤 直樹

主 任 小木曾 隆明

○長 野 県

・飯田建設事務所 リニア整備推進事務所

次 長 石坂 公成

課長補佐 井原 一馬

○松川町

町 長 北沢 秀公

副 町 長 黒澤 哲郎

・事 務 局

建設水道リニア対策課長 中村 昌彦

係長 後沢 充

主任 菊池 杏奈

技術顧問 菊池 五輪彦

○松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会設置要綱

平成27年12月8日

告示第112号

(設置)

第1条 リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため「松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会(以下、委員会という。)」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に対し報告等を行う。

- (1) リニア中央新幹線建設工事に係る情報の共有に関する事項
- (2) リニア中央新幹線建設工事に係る課題や対策に関する事項
- (3) その他検討が必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、委員30名以内の委員で構成する。

- (1) 区会代表
- (2) 町議会議員
- (3) 識見を有する者
- (4) 行政関係機関及び関係団体代表
- (5) 公募委員
- (6) その他町長が必要と認めた者

2 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

- 2 委員長は、会議において必要があると認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 町長は、委員会とは別に個別に検討を要すると認めるとき、委員会の会議に諮って、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して、検討をし、報告等を行う。

- 3 専門委員会の委員は、町長が必要と認めた者を委嘱し、組織する。

(庁内幹事会)

第7条 町長は、リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため、庁内幹事会を設置するものとする。

- 2 庁内幹事会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して調査検討をし、報告等を行う。

- 3 庁内幹事会は、松川町職員のうちから町長が任命した者とし、委員長は副町長が、副委員長は建設水道リニア対策課長がこれにあたるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、松川町役場建設水道リニア対策課内に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年要綱第27号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年要綱第8号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第15—3号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。